

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとは
その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

国民健康保険医等の登録があつたものとみなされるもの(〃)

国定公園の公園事業の一部の決定(自然保護課)

◇ 公 告 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 自衛官の募集(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第七百六十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険

薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団赤碕内科クリニック	東伯郡赤碕町大字赤碕一八四	平成五年九月一日
木村皮膚科クリニック	米子市東福原四八八―六	平成五年九月十六日
吉田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷三九三	〃
歯科ノサカクリニッケ	米子市西福原一二二七―一	平成五年九月十九日
渡部整形外科医院	境港市上道町一九九〇	平成五年九月二十日
アオト薬局	米子市榎原一八八―六	平成五年九月十六日
有限会社徳吉薬局松並店	鳥取市松並町二丁目五〇三―七	平成五年九月十七日
池田薬局TOS C千代水店	鳥取市安長二四八―一	平成五年九月二十八日

鳥取県告示第七百七十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第三項の

規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	申出の受理があったものとみなされる年月日
宮崎内科医院 医療法人社団阿 首皮膚科クリニ ック	○鳥取市吉成二丁目二一三一一 境港市上道町三三一八一	平成五年七月一日
松田医院	日野郡日野町根雨二二九	"
宮崎歯科医院	鳥取市吉成二丁目二一三一一 六	"

鳥取県告示第七百七十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次

のとおり告示する。

平成五年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があったものとみなされる年月日
井上 義明	鳥国医第四、七五三号	平成五年七月九日
遠藤 昭博	鳥国医第四、七五四号	"
坪井 麻理子	鳥国医第四、七五五号	"
太田原 経子	鳥国医第四、七五六号	"
山崎 章	鳥国医第四、七五七号	"
三上 真顯	鳥国医第四、七五八号	"
龍河 敏行	鳥国医第四、七五九号	"
加藤 隆	鳥国医第四、七六〇号	"
小川 寿	鳥国医第四、七六一号	"
村上 潤	鳥国医第四、七六二号	"
田端 秀行	鳥国医第四、七六三号	"

豊島光雄	鳥国医第四、七九六号	"
難波由喜子	鳥国医第四、七九七号	"
石原涼子	鳥国医第四、七九八号	"
始谷資樹	鳥国医第四、七九九号	"
垣隆之	鳥国医第四、八〇〇号	"
鈴木伸生	鳥国医第四、八〇一号	"
磯山忠広	鳥国医第四、八〇二号	"
西村慶子	鳥国医第四、八〇三号	"
成田亜希子	鳥国医第四、八〇四号	"
手島佐知子	鳥国医第四、八〇五号	"
榎崎晃史	鳥国医第四、八〇六号	"
坂本成司	鳥国医第四、八〇七号	"
吉野三也	鳥国歯第六二四号	"
音田貢	鳥国歯第六二五号	"
高野洋寿	鳥国歯第六二六号	"
倉元健志	鳥国歯第六二七号	"

瀬戸川章	鳥国医第四、八〇八号	平成五年七月十四日
林裕子	鳥国医第四、八〇九号	"
小笠原聡子	鳥国医第四、八一〇号	"
前田真伸	鳥国医第四、八一一号	"
土居充	鳥国医第四、八一二号	"
小谷倫子	鳥国医第四、八一三号	"
内海啓子	鳥国薬第八五三号	平成五年七月一日
谷口仁司	鳥国薬第八五四号	平成五年七月二日

鳥取県告示第七七十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成五年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公園事業の名称 区 間
 須賀ノ山登山線道路(歩道) 起点 八頭郡若桜町(春米・歩道分岐点)
 終点 八頭郡若桜町(春米・歩道合流点)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成五年九月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	CRパブリックソファウルス	株式会社ソフアイア
"	獅子舞SVA	"
"	ジャンケントップ	"

"	テクノキング	"
"	CRドラゴン	株式会社行屋
回胴式遊技機	ZANGUSI	大東音響株式会社

公 告

平成5年度第3次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

平成5年9月28日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

- 1 採用する自衛官
二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 募集期間
平成5年10月1日から同年12月28日まで
- 3 試験期日
募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。
(1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 4 試験場

(1) 鳥取市鏡治町18-3 自衛隊鳥取地方連絡部

(2) 倉吉市山根540 パーナルビル内 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

(3) 米子市東町327 古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

5 試験種目

(1) 筆記試験 (国語 (作文を含む。)、数学及び社会)

(2) 身体検査

(3) 適性検査

(4) 口述試験

6 受験資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法 (昭和22年法律第26号) に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

7 採用予定月

平成6年4月